

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	私立高等学校における入学料及び授業料の軽減補助に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

秋田県は、私立高等学校における入学料及び授業料の軽減補助に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

秋田県教育委員会

公表日

令和5年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	私立高等学校における入学料及び授業料の軽減補助に関する事務	
②事務の概要	私立高等学校教育の振興及び保護者の授業料負担の軽減を図るため、高等学校の入学料及び授業料について軽減補助事業を行う学校法人に対して補助する。 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務】 入学料及び授業料の軽減の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務。	
③システムの名称	中間サーバー、団体内統合宛名システム	
2. 特定個人情報ファイル名		
入学料軽減補助情報ファイル、授業料軽減補助情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 ・秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 4の項 ・秋田県知事に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則第2条第4項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	教育庁総務課	
②所属長の役職名	教育庁総務課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	秋田県総務部広報広聴課 秋田県秋田市山王四丁目1-1 018-860-4091	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	秋田県教育庁総務課 秋田県秋田市山王三丁目1-1 018-860-5111	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月27日	I 5②所属長	教育庁総務課長 太田 政和	課長	事後	
平成31年3月27日	II 1いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
平成31年3月27日	II 2いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
平成31年3月27日	IV リスク対策	項目なし	項目追加	事後	軽微な変更(様式変更)
令和2年7月31日	評価書番号	15	6	事後	
令和2年7月31日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	秋田県知事	秋田県	事後	
令和2年7月31日	評価実施機関名	秋田県知事	秋田県教育委員会	事後	
令和2年7月31日	I 5②所属長	課長	教育庁総務課長	事後	
令和2年7月31日	I 8連絡先	教育庁総務課	秋田県教育庁総務課	事後	
令和2年7月31日	II 1いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年7月31日	II 2いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年7月30日	I 4②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号	事後	
令和3年7月30日	II 1いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年7月30日	II 2いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年7月29日	II 1いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年7月29日	II 2いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年7月28日	I 3法令上の根拠	秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 2の項	秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 4の項	事後	
令和5年7月28日	I 3法令上の根拠	秋田県知事に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則第2条第2項	秋田県知事に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則第2条第4項	事後	
令和5年7月28日	II 1いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年7月28日	II 2いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	